

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 1 日

公益社団法人 日本獣医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課
環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

マイクロチップの装着等の義務化に係る狂犬病予防法の特例に関する
自治体向けQ&A（第6版）について

平素より狂犬病予防行政及び動物愛護管理行政の推進につき、御理解及び御協力を賜り
厚く御礼申し上げます。

標記の件について、都道府県及び政令指定都市宛てに別添のとおり通知したので、お知
らせします。貴会におかれては、地方獣医師会を始めとする関係団体等へ周知のほど、お
願いします。

【連絡先】

担当：厚生労働省健康・生活衛生局

感染症対策部感染症対策課

海老塚、佐々木、都築、山田

電話番号：03-5253-1111（内線2376・4633）

担当：環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

上田、佐藤、齋藤

電話番号：03-5521-8331